

平成27年7月の主な動き、取組

1 雇用失業情勢への対応（平成27年5月内容）

有効求人数	30,934人	対前年同月比10.2%増(9ヶ月連続の増加)
有効求職者数	39,267人	対前年同月比5.6%減(61ヶ月連続の減少)
有効求人倍率	0.88倍	対前月 0.01P増

- ・引き続き、各種支援事業、求職者支援制度、各種助成金などの活用による就職促進
- ・引き続き、積極的な求人開拓の実施
- ・若者、女性、障害者、高齢者の就業実現

2 口永良部島（新岳）噴火に伴う雇用対策

3 平成27年労働災害発生状況（5月末）

・死亡者数	6人	前年比	5人(45.5%)減少
・休業4日以上之死傷者数	533人	前年比	10人(1.8%)減少

関係団体等との連携を図り、積極的な労働災害防止対策を講じる。

4 安全衛生に係る優良事業場を表彰

7月1日開催の鹿児島労働安全衛生大会において、優良事業場（県内4事業場）を表彰

5 平成26年に実施した臨検監督の実施結果

6 平成26年度マタニティ・ハラスメントに関する相談の状況

5月の有効求人倍率は0.88倍で、 前月を0.01ポイント上回る

鹿児島県の5月の有効求人倍率(季節調整値)は0.88倍となり、前月(0.87倍)を0.01ポイント上回りました。

新規求人倍率(季節調整値)は1.37倍となり、前月(1.26倍)を0.11ポイント上回りました。

正社員有効求人倍率(原数値)は0.46倍となり、前年同月(0.40倍)を0.06ポイント上回りました。

新規求人数は前年同月に比べ8.0%増と9か月連続で上回りました。

産業別では前年同月に比べ、建設業(5.5%増)は2か月ぶりの増加、製造業(9.5%減)は5か月ぶりの減少、運輸、郵便業(8.8%増)は2か月ぶりの増加、卸売業、小売業(2.6%増)は2か月ぶりの増加、宿泊業、飲食サービス業(15.0%増)は4か月連続の増加、医療、福祉(5.0%増)は9か月連続の増加、サービス業(他に分類されないもの)(32.7%増)は6か月連続の増加となりました。

新規求職者数は前年同月に比べ5.5%減と11か月連続の減少となりました。

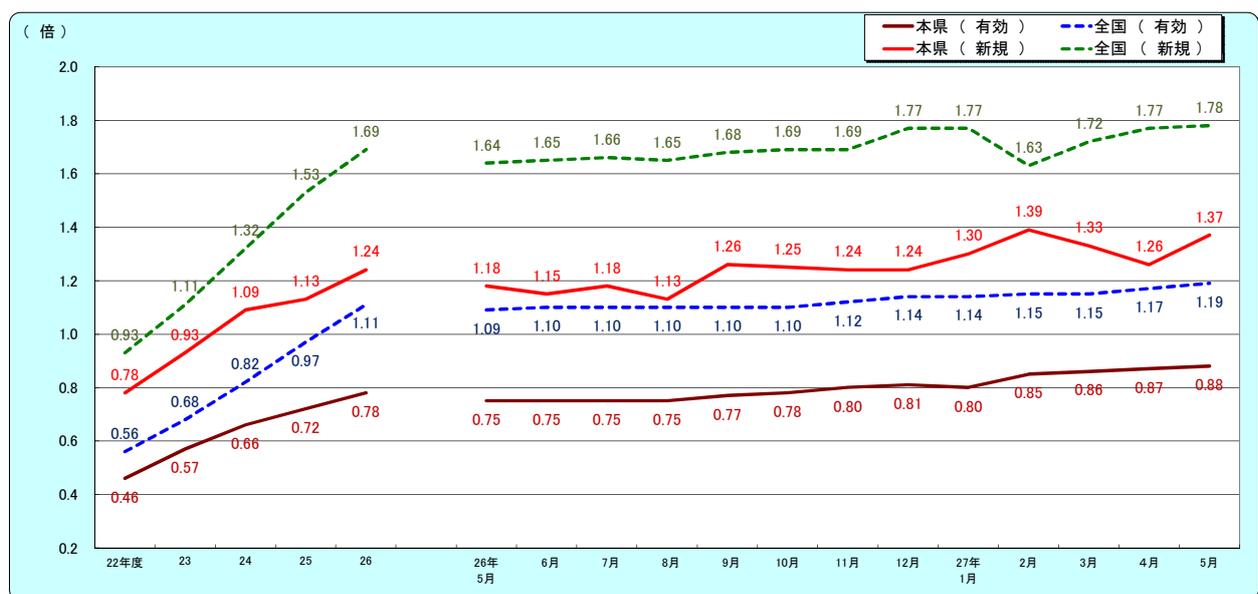
新規常用求職者について態様別に前年同月比で見ると、在職求職者(2.9%増)は6か月連続の増加、離職求職者(7.1%減)は17か月連続の減少、無業求職者(9.0%減)は22か月連続の減少となりました。

離職求職者の内訳では事業主都合離職者(14.7%減)は2か月ぶりに減少に転じました。自己都合離職者(4.7%減)は5か月連続の減少となりました。

政府の6月の月例経済報告では、設備投資の判断を6か月ぶりに上方修正したものの、個人消費や輸出、生産など、その他の項目の判断に変更はなく、景気の基調判断を、「景気は、緩やかな回復基調が続いている。」として据え置きました。また、雇用情勢についても、「改善傾向にある。」として据え置きました。

鹿児島県の雇用情勢は、新規求人数、有効求人数が9か月連続で前年を上回り、有効求人倍率も前月を上回るなど、ゆるやかに改善傾向が続いているところですが、求人の増減の動きについて、産業毎にばらつきがあり、改善傾向が一時的な動きにとどまるものであるかなど、今後の求人動向について、注視が必要と思われます。

鹿児島労働局では、現下の雇用情勢に適切に対応するため、若者・女性・障害者・高齢者の就業実現、地域の実情を踏まえた公共職業訓練や求職者支援訓練の推進、就職困難者等すべての求職者の就労に向けた重層的なセーフティネットの構築による就労・生活支援対策に積極的に取り組み、今後とも一層効果的な行政の展開に努めてまいります。

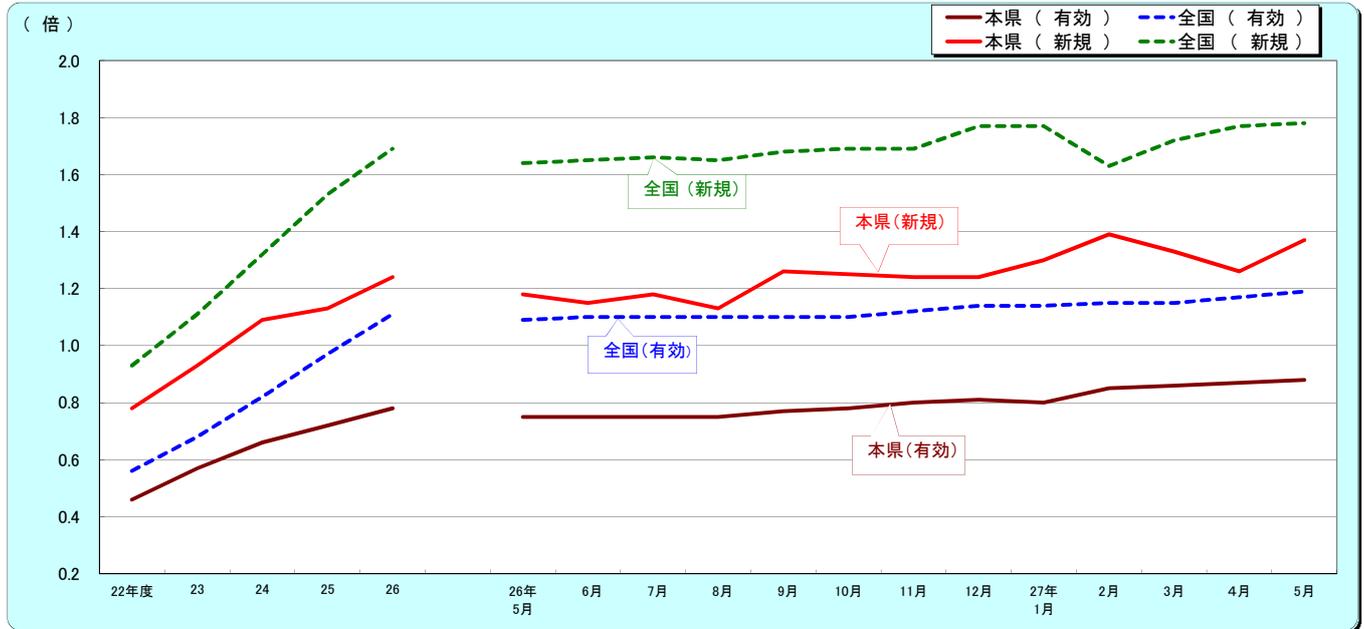


最近の雇用失業情勢 (平成27年5月分)

概況

・鹿児島県の5月の有効求人倍率(季節調整値)は0.88倍となり、前月を0.01ポイント上回った。
 なお、全国の5月の有効求人倍率(季節調整値)は1.19倍となり、前月を0.02ポイント上回った。

1. 求人倍率の推移(パートを含む、年度平均は原数値、各月は季節調整値)



	22年度	23	24	25	26	26年5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	27年1月	2月	3月	4月	5月	
有効求人倍率	本県	0.46	0.57	0.66	0.72	0.78	0.75	0.75	0.75	0.75	0.77	0.78	0.80	0.81	0.80	0.85	0.86	0.87	0.88
	全国	0.56	0.68	0.82	0.97	1.11	1.09	1.10	1.10	1.10	1.10	1.10	1.12	1.14	1.14	1.15	1.15	1.17	1.19
新規求人倍率	本県	0.78	0.93	1.09	1.13	1.24	1.18	1.15	1.18	1.13	1.26	1.25	1.24	1.24	1.30	1.39	1.33	1.26	1.37
	全国	0.93	1.11	1.32	1.53	1.69	1.64	1.65	1.66	1.65	1.68	1.69	1.69	1.77	1.77	1.63	1.72	1.77	1.78

*26年12月以前の各月の季節調整値(下線部分)は季節調整値替済み

2. 求人の動き(パートを含む、原数値)

5月の新規求人数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ8.0%増と9ヶ月連続の増加となった。

5月の新規求人数(同)を産業別に前年同月比でみると、【建設業】(5.5%増)は2ヶ月ぶりの増加、【製造業】(9.5%減)は5ヶ月ぶりの減少、【運輸業、郵便業】(8.8%増)は2ヶ月ぶりの増加、【卸売業、小売業】(2.6%増)は2ヶ月ぶりの増加、【宿泊業、飲食サービス業】(15.0%増)は4ヶ月連続の増加、【医療、福祉】(5.0%増)は9ヶ月連続の増加、【サービス業】(32.7%増)は6ヶ月連続の増加となった。

5月の有効求人数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ10.2%増と9ヶ月連続の増加となった。

()内前年同月比(%)

新産業分類	平成26年度 (月平均)		平成27年							
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
新規求人数	11,548	(3.4)	13,722	(18.1)	12,944	(13.1)	12,216	(4.2)	11,728	(8.0)
D 建設業	791	(▲ 11.1)	746	(8.0)	746	(7.2)	761	(▲ 12.1)	729	(5.5)
E 製造業	1,013	(0.6)	1,043	(9.0)	1,327	(19.2)	1,049	(12.4)	939	(▲ 9.5)
H 運輸業、郵便業	505	(1.4)	422	(▲ 8.5)	624	(67.7)	518	(▲ 5.8)	497	(8.8)
I 卸売業、小売業	2,011	(1.5)	2,444	(29.2)	2,003	(1.2)	1,959	(▲ 6.0)	2,000	(2.6)
M 宿泊業、飲食サービス業	930	(▲ 0.3)	1,183	(27.1)	1,000	(7.9)	947	(3.4)	1,206	(15.0)
P 医療、福祉	2,980	(7.2)	3,470	(10.5)	3,387	(15.5)	3,112	(3.3)	2,823	(5.0)
R サービス業(他に分類されないもの)	1,523	(14.7)	1,853	(20.8)	1,842	(29.1)	1,863	(33.9)	1,913	(32.7)
有効求人数	29,493	(2.8)	31,938	(10.4)	34,338	(12.1)	32,755	(11.1)	30,934	(10.2)

3. 求職の動き(パートを含む、原数値。但し、※「うち34歳以下」と、※(新規常用求職者態様別内訳)は臨時・季節を除く常用。)

5月の新規求職者数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ5.5%減と11ヶ月連続の減少となった。

新規常用求職者について態様別に前年同月比でみると、在職求職者(2.9%増)は6ヶ月連続の増加となった。

また、離職求職者(7.1%減)は17ヶ月連続の減少、無業求職者(9.0%減)は22ヶ月連続の減少となった。

離職求職者の内訳をみると、事業主都合離職者(14.7%減)は2ヶ月ぶりに減少した。

自己都合離職者(4.7%減)は5ヶ月連続の減少となった。

5月の受給資格決定件数(6.6%減)は2ヶ月連続の減少となった。

また、受給者実人員(15.5%減)は26ヶ月連続の減少となった。

5月の有効求職者数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ5.6%減と61ヶ月連続の減少となった。

()内前年同月比(%)

	平成26年度 (月平均)		平成27年							
			2月		3月		4月		5月	
新規求職者数	9,341	(▲ 5.4)	9,406	(▲ 4.0)	9,854	(▲ 1.8)	12,858	(▲ 3.0)	9,513	(▲ 5.5)
44歳以下	5,688	(▲ 7.2)	5,752	(▲ 4.5)	5,997	(▲ 3.0)	7,066	(▲ 8.6)	5,805	(▲ 5.7)
※うち34歳以下	3,638	(▲ 9.3)	3,560	(▲ 6.5)	3,829	(▲ 5.2)	4,480	(▲ 11.5)	3,721	(▲ 3.2)
45歳以上	3,653	(▲ 2.3)	3,654	(▲ 3.2)	3,857	(0.2)	5,792	(5.0)	3,708	(▲ 5.2)
うち55歳以上	2,033	(▲ 0.8)	1,952	(▲ 2.6)	2,203	(8.5)	3,637	(7.1)	2,096	(▲ 4.0)
雇用保険受給資格決定件数	2,314	(▲ 4.4)	1,931	(▲ 0.2)	2,019	(1.3)	4,175	(▲ 1.6)	2,849	(▲ 6.6)
有効求職者数	37,705	(▲ 2.8)	35,246	(▲ 6.9)	37,257	(▲ 5.9)	39,717	(▲ 5.5)	39,267	(▲ 5.6)
44歳以下	20,849	(▲ 8.0)	19,683	(▲ 7.4)	20,872	(▲ 6.5)	21,548	(▲ 7.8)	21,299	(▲ 7.5)
※うち34歳以下	13,109	(▲ 9.7)	12,255	(▲ 8.9)	13,004	(▲ 7.8)	13,439	(▲ 9.7)	13,407	(▲ 7.9)
45歳以上	16,856	(▲ 2.8)	15,563	(▲ 6.3)	16,385	(▲ 5.2)	18,169	(▲ 2.6)	17,968	(▲ 3.2)
うち55歳以上	9,977	(▲ 1.7)	9,029	(▲ 5.9)	9,628	(▲ 2.6)	11,090	(0.4)	11,110	(▲ 0.1)
雇用保険受給者実人員	7,917	(▲ 6.7)	6,845	(▲ 9.7)	6,697	(▲ 9.0)	6,720	(▲ 8.9)	6,902	(▲ 15.5)

※(新規常用求職者態様別内訳)

()内前年同月比(%)

	平成26年度 (月平均)		平成27年							
			2月		3月		4月		5月	
新規常用求職者	9,239	(▲ 5.6)	9,341	(▲ 4.3)	9,775	(▲ 2.2)	12,788	(▲ 3.1)	9,430	(▲ 5.2)
在職求職者	2,326	(1.5)	3,145	(1.1)	3,019	(8.1)	2,270	(3.6)	2,209	(2.9)
離職求職者	5,668	(▲ 7.3)	4,976	(▲ 6.6)	5,366	(▲ 6.8)	9,021	(▲ 2.2)	5,961	(▲ 7.1)
うち事業主都合	1,445	(▲ 12.4)	1,162	(▲ 10.1)	1,283	(▲ 12.1)	3,078	(1.8)	1,460	(▲ 14.7)
うち自己都合	3,918	(▲ 4.6)	3,563	(▲ 5.1)	3,793	(▲ 3.6)	5,354	(▲ 3.3)	4,186	(▲ 4.7)
無業求職者	1,245	(▲ 9.6)	1,220	(▲ 7.6)	1,390	(▲ 3.7)	1,497	(▲ 15.9)	1,260	(▲ 9.0)

4. 就職の動き(パートを含む。但し、※「うち34歳以下」は臨時・季節を除く常用。)

5月の就職件数(パートを含む)は、前年同月に比べ4.9%減と2ヶ月連続の減少となった。

()内前年同月比(%)

	平成26年度 (月平均)		平成27年							
			2月		3月		4月		5月	
就職件数	3,759	(▲ 4.9)	3,569	(▲ 2.0)	4,718	(4.8)	4,521	(▲ 2.0)	3,858	(▲ 4.9)
44歳以下	249	(▲ 6.3)	2,197	(▲ 4.3)	2,982	(4.1)	2,811	(▲ 5.2)	2,343	(▲ 10.7)
※うち34歳以下	1,368	(▲ 7.9)	1,240	(▲ 4.7)	1,690	(3.5)	1,635	(▲ 6.8)	1,359	(▲ 8.9)
45歳以上	1,362	(▲ 2.4)	1,372	(1.9)	1,736	(6.0)	1,710	(3.7)	1,515	(5.8)
うち55歳以上	643	(▲ 2.9)	649	(▲ 2.7)	833	(8.5)	822	(5.4)	770	(11.6)
雇用保険受給者	884	(▲ 2.3)	761	(0.4)	1,009	(2.9)	939	(2.1)	925	(▲ 7.0)

5. 完全失業率(全国)

	24年平均	25年平均	26年平均	平成26年12月	平成27年1月	2月	3月	4月	5月
完全失業率 (%)	4.3	4.0	3.6	3.4	3.6	3.5	3.4	3.3	3.3
完全失業者数 (万人)	285	265	236	210	231	226	228	234	224

※完全失業率は季節調整値

* 下線部分は季節調整替え済み

資料出所:総務省統計局「労働力調査」

平成27年度 鹿児島労働局 安定所別 有効求人倍率(原数値)

※パートタイムを含む 様式3

安定所		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
鹿児島地域	有効求職	15,635	15,507											31,142
	有効求人	15,123	14,399											29,522
	求人倍率	0.97	0.93											0.95
北薩地域	有効求職	5,202	5,036											10,238
	有効求人	3,917	3,445											7,362
	求人倍率	0.75	0.68											0.72
川内	有効求職	2,582	2,547											5,129
	有効求人	1,912	1,585											3,497
	求人倍率	0.74	0.62											0.68
出水	有効求職	2,040	1,973											4,013
	有効求人	1,564	1,422											2,986
	求人倍率	0.77	0.72											0.74
宮之城	有効求職	580	516											1,096
	有効求人	441	438											879
	求人倍率	0.76	0.85											0.80
大隅地域	有効求職	5,509	5,374											10,883
	有効求人	4,317	4,010											8,327
	求人倍率	0.78	0.75											0.77
鹿屋	有効求職	3,736	3,622											7,358
	有効求人	2,900	2,716											5,616
	求人倍率	0.78	0.75											0.76
大隅	有効求職	1,773	1,752											3,525
	有効求人	1,417	1,294											2,711
	求人倍率	0.80	0.74											0.77
南薩地域	有効求職	4,863	4,849											9,712
	有効求人	3,482	3,389											6,871
	求人倍率	0.72	0.70											0.71
加世田	有効求職	1,806	1,791											3,597
	有効求人	1,345	1,312											2,657
	求人倍率	0.74	0.73											0.74
伊集院	有効求職	1,826	1,837											3,663
	有効求人	1,130	1,102											2,232
	求人倍率	0.62	0.60											0.61
指宿	有効求職	1,231	1,221											2,452
	有効求人	1,007	975											1,982
	求人倍率	0.82	0.80											0.81
始良地域	有効求職	5,831	5,817											11,648
	有効求人	4,089	4,014											8,103
	求人倍率	0.70	0.69											0.70
国分	有効求職	5,045	5,036											10,081
	有効求人	3,599	3,534											7,133
	求人倍率	0.71	0.70											0.71
大口	有効求職	786	781											1,567
	有効求人	490	480											970
	求人倍率	0.62	0.61											0.62
熊毛地域	有効求職	734	752											1,486
	有効求人	585	535											1,120
	求人倍率	0.80	0.71											0.75
奄美地域	有効求職	1,943	1,932											3,875
	有効求人	1,242	1,142											2,384
	求人倍率	0.64	0.59											0.62
県計	有効求職	39,717	39,267											78,984
	有効求人	32,755	30,934											63,689
	求人倍率	0.82	0.79											0.81

※地域別：安定所の管轄区分

鹿児島地域 …鹿児島
 北薩地域 …川内、出水、宮之城
 大隅地域 …鹿屋、大隅
 南薩地域 …加世田、伊集院、指宿

始良地域 …国分、大口
 熊毛地域 …熊毛
 奄美地域 …名瀬

平成27年における労働災害発生状況（5月末）

平成27年5月末現在における業種別労働災害発生状況を取りまとめましたので発表します。

死傷者数（休業4日以上）は前年より10人少ない533人で、死亡者数は前年より5人少ない6人となっています。

業種別の死傷者数は、製造業97人（対前年比-3人）、建設業93人（同+14人）、運輸交通業70人（同-12人）、商業68人（同-24人）、保健衛生業60人（同+2人）、業種別の死亡者数は、製造業1人（同-1人）、建設業2人（同-1）、農林業1人（±0人）、畜産・水産業1人（同+1人）となっています。

5月末時点での死傷者数は前年より減少していますが、4月末時点（同-21人）と比べ減少数が鈍化していることから、今後も関係団体等との連携を図るとともに、積極的な労働災害防止対策を講じていくこととしています。

（労働基準部健康安全課）

平成27年 業種別死傷災害発生状況（5月末）

鹿児島労働局

	平成27年		平成26年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	533	6	543	11	-10	-5
1 製造業	97	1	100	2	-3	-1
1 食料品製造業	55		64	1	-9	-1
4 木材・木製品製造業	1		8		-7	
9 窯業土石製品製造業	6		3		3	
11～12 金属製品製造業	7	1	6		1	1
13～15 機械機具製造業	9		7		2	
上記以外の製造業	19		12	1	7	-1
2 鉱業			2		-2	
3 建設業	93	2	79	3	14	-1
1 土木工事業	26	2	32	1	-6	1
2 建築工事業	56		39	2	17	-2
3 その他の建設業	11		8		3	
4 運輸交通業	70		82	3	-12	-3
1 鉄道・航空機業	4		2		2	
2 道路旅客運送業	3		8	1	-5	-1
3 道路貨物運送業	63		72	2	-9	-2
4 その他の運輸交通業						
5 貨物取扱業	6		5		1	
1 陸上貨物取扱業	2		3		-1	
2 港湾運送業	4		2		2	
6 農林業	25	1	32	1	-7	
1 農業	8		13	1	-5	-1
2 林業	17	1	19		-2	1
7 畜産・水産業	28	1	23		5	1
8 商業	68	1	92		-24	1
1 卸売業	5		13		-8	
2 小売業	53	1	71		-18	1
3 理美容業	1				1	
4 その他の商業	9		8		1	
9 金融・広告業	5		4		1	
11 通信業	1		5		-4	
12 教育・研究業	5		3		2	
13 保健衛生業	60		58		2	
1 医療保健業	23		20		3	
2 社会福祉施設	36		35		1	
3 その他の保健衛生業	1		3		-2	
14 接客娯楽業	34		32	2	2	-2
1 旅館業	7		6		1	
2 飲食店	15		17	2	-2	-2
3 その他の接客娯楽業	12		9		3	
上記以外の事業	41		26		15	
10 映画・演劇業						
15 清掃・と畜業	24		13		11	
16 官公署	2				2	
17 その他の事業	15		13		2	
陸上貨物運送事業（4－3・5－1）	65		75	2	-10	-2
第三次産業（8～17）	214	1	220	1	-6	

- ① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したもの。
- ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上災害によるもので、死亡者を含みます。
- ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
- ④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。



鹿児島労働局発表
平成27年6月26日

【照会先】
鹿児島労働局労働基準部健康安全課
課長 山崎 秀一
課長補佐 福元 英幸
(直通電話) 099-223-8279

報道関係者 各位

安全衛生に係る優良事業場（県内4事業場）を表彰します

＝7月1日に開催される平成27年度鹿児島労働安全衛生大会において表彰＝

鹿児島労働局（局長 岩崎修）は、全国安全週間（平成27年7月1日～7月7日）行事の一環として、7月1日（水）に開催される平成27年度鹿児島労働安全衛生大会において、安全衛生水準が高く他の模範と認められる県内4事業場（資料1）に対し、厚生労働大臣表彰及び鹿児島労働局長表彰を行います。

鹿児島労働安全衛生大会は、県内の各職場における労働安全衛生について意識の高揚を図ることを目的として、鹿児島労働局が主唱し、県内7つの労働災害防止団体等が主催するもので、平成27年度は下記により開催されます。

本大会においては、表彰のほか、医療法人聖心会かごしま高岡病院理事長 高岡茂氏と、いちき串木野市役所観光交流課主任 奥ノ園陽介氏の特別講演が行われます。

記

- 1 日時 : 平成27年7月1日（水）午後1時～
- 2 場所 : 宝山ホール（鹿児島市山下町5-3）
- 3 大会内容 :
 - ① 安全衛生関係表彰式
 - ② 特別講演 「メンタルヘルスのための職場環境整備」
医療法人聖心会 かごしま高岡病院
理事長 高岡 茂 氏
 - ③ 特別講演 「薩摩藩英国留学生在が築いた日本の黎明」
いちき串木野市役所 観光交流課 観光交流係
主任 奥ノ園 陽介 氏

4 関係者等

- 主唱 鹿児島労働局
主催 (公社) 鹿児島県労働基準協会
建設業労働災害防止協会鹿児島県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会鹿児島県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会鹿児島県支部
港湾貨物運送事業労働災害防止協会鹿児島支部
鹿児島県砕石協同組合連合会
(公社) 建設荷役車両安全技術協会鹿児島県支部
共催 (一社) 日本ボイラ協会鹿児島支部
(独) 労働者健康福祉機構鹿児島産業保健総合支援センター
協賛 (公社) 鹿児島県医師会
(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会鹿児島支部
後援 鹿児島県・鹿児島市・南日本新聞社

5 資料

- | | |
|------------------------------|-----|
| (1) 平成27年度安全衛生に係る表彰事業場 | 資料1 |
| (2) 平成27年度鹿児島労働安全衛生大会会次第 | 資料2 |
| (3) 平成27年業種別死傷災害発生状況(5月末) | 資料3 |
| (4) 一般(定期)健康診断受診者数及び有所見者数の推移 | 資料4 |

平成 27 年度 安全衛生に係る表彰事業場

1 厚生労働大臣表彰（鹿児島労働局関係）

奨励賞

し ぶ し せ き ゆ び ち く
志布志石油備蓄株式会社 し ぶ し じ ぎ ょう し ょ
志布志事業所（肝属郡東串良町）

2 鹿児島労働局長表彰

優良賞

に ほ ん ち か せ き ゆ び ち く
日本地下石油備蓄株式会社 く し き の じ ぎ ょう し ょ
串木野事業所（いちき串木野市）

奨励賞

の む ら け ん せ つ こ う ぎ ょう
野村建設工業株式会社（阿久根市）

お お く ち し ゅ ぞ う
大口酒造株式会社（伊佐市）

平成 27 年度 鹿児島労働安全衛生大会 会次第

- 1 日時 平成 27 年 7 月 1 日 (水) 13:00～16:20
- 2 場所 宝山ホール (鹿児島市山下町 5-3)
- 3 大会次第
- (1) 開場・受付開始 12:00
- (2) 開会・黙祷 13:00
- (3) 開会の辞
港湾貨物運送事業労働災害防止協会鹿児島支部長
- (4) 表彰式
- ① 厚生労働大臣表彰伝達
- ② 鹿児島労働局長賞授与
- (5) 挨拶
- ① 大会会長 鹿児島県労働基準協会会長
- ② 鹿児島労働局長
- (6) 来賓祝辞
- ① 鹿児島県知事
- ② 鹿児島市長
- ③ 鹿児島県経営者協会会長
- ④ 日本労働組合総連合会鹿児島県連合会長
- 休憩 (15 分) ストレッチ体操
- (7) 特別講演 「メンタルヘルスのための職場環境整備
～明るくあたたかい職場づくり～」
講師 (医療法人聖心会) かごしま高岡病院
院長 高岡 茂
- (8) 特別講演 「薩摩藩英国留学生在が築いた日本の黎明
～渡欧 150 周年～」
講師 いちき串木野市役所観光交流課観光交流係
主任 奥ノ園 陽介
- (9) 大会宣言
林業・木材製造業労働災害防止協会鹿児島県支部長
- (10) 閉会の辞
建設業労働災害防止協会鹿児島県支部長
- (11) 閉会 16:20

平成27年 業種別死傷災害発生状況 (5月末)

資料3

鹿児島労働局

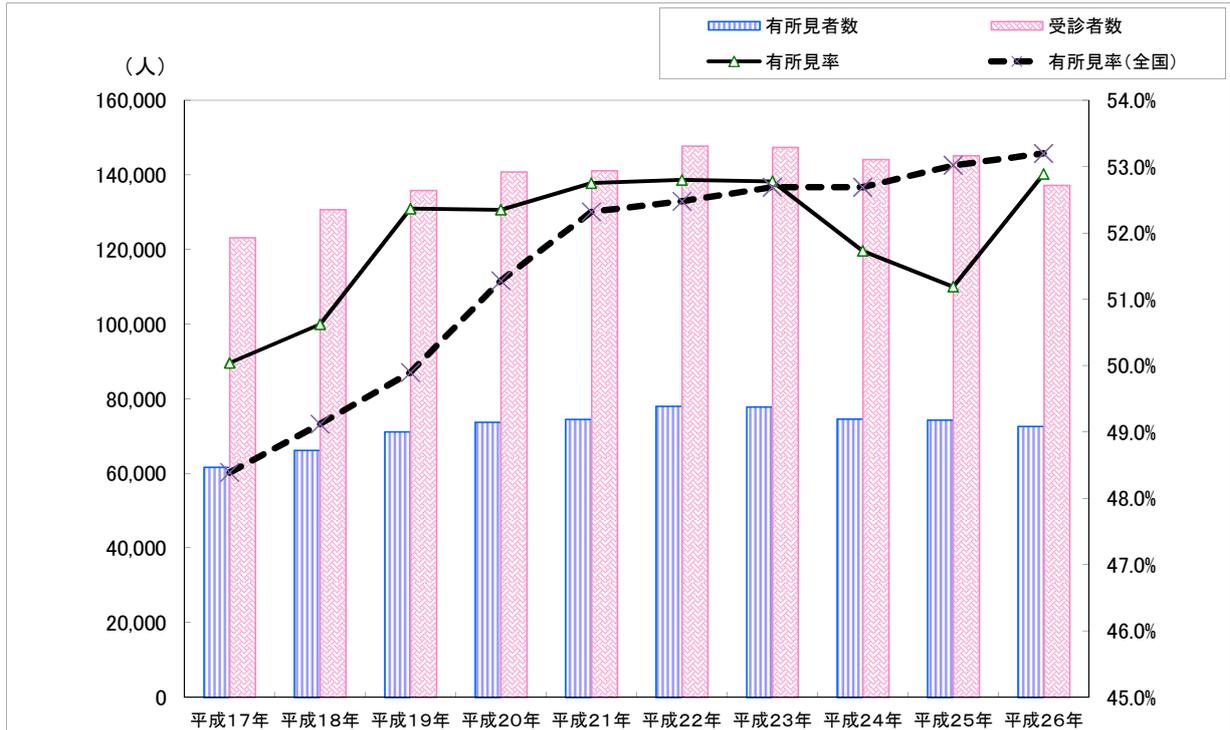
	平成27年		平成26年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	533	6	543	11	-10	-5
1 製造業	97	1	100	2	-3	-1
1 食料品製造業	55		64	1	-9	-1
4 木材・木製品製造業	1		8		-7	
9 窯業土石製品製造業	6		3		3	
11～12 金属製品製造業	7	1	6		1	1
13～15 機械機具製造業	9		7		2	
上記以外の製造業	19		12	1	7	-1
2 鉱業			2		-2	
3 建設業	93	2	79	3	14	-1
1 土木工事業	26	2	32	1	-6	1
2 建築工事業	56		39	2	17	-2
3 その他の建設業	11		8		3	
4 運輸交通業	70		82	3	-12	-3
1 鉄道・航空機業	4		2		2	
2 道路旅客運送業	3		8	1	-5	-1
3 道路貨物運送業	63		72	2	-9	-2
4 その他の運輸交通業						
5 貨物取扱業	6		5		1	
1 陸上貨物取扱業	2		3		-1	
2 港湾運送業	4		2		2	
6 農林業	25	1	32	1	-7	
1 農業	8		13	1	-5	-1
2 林業	17	1	19		-2	1
7 畜産・水産業	28	1	23		5	1
8 商業	68	1	92		-24	1
1 卸売業	5		13		-8	
2 小売業	53	1	71		-18	1
3 理美容業	1				1	
4 その他の商業	9		8		1	
9 金融・広告業	5		4		1	
11 通信業	1		5		-4	
12 教育・研究業	5		3		2	
13 保健衛生業	60		58		2	
1 医療保健業	23		20		3	
2 社会福祉施設	36		35		1	
3 その他の保健衛生業	1		3		-2	
14 接客娯楽業	34		32	2	2	-2
1 旅館業	7		6		1	
2 飲食店	15		17	2	-2	-2
3 その他の接客娯楽業	12		9		3	
上記以外の事業	41		26		15	
10 映画・演劇業						
15 清掃・と畜業	24		13		11	
16 官公署	2				2	
17 その他の事業	15		13		2	
陸上貨物運送事業 (4-3・5-1)	65		75	2	-10	-2
第三次産業 (8～17)	214	1	220	1	-6	

- ① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したもの。
- ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上災害によるもので、死亡者を含みます。
- ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
- ④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。

一般（定期）健康診断受診者数及び有所見者数の推移（平成17年～平成26年）

（※労働者数50人以上の事業場によるデータ）

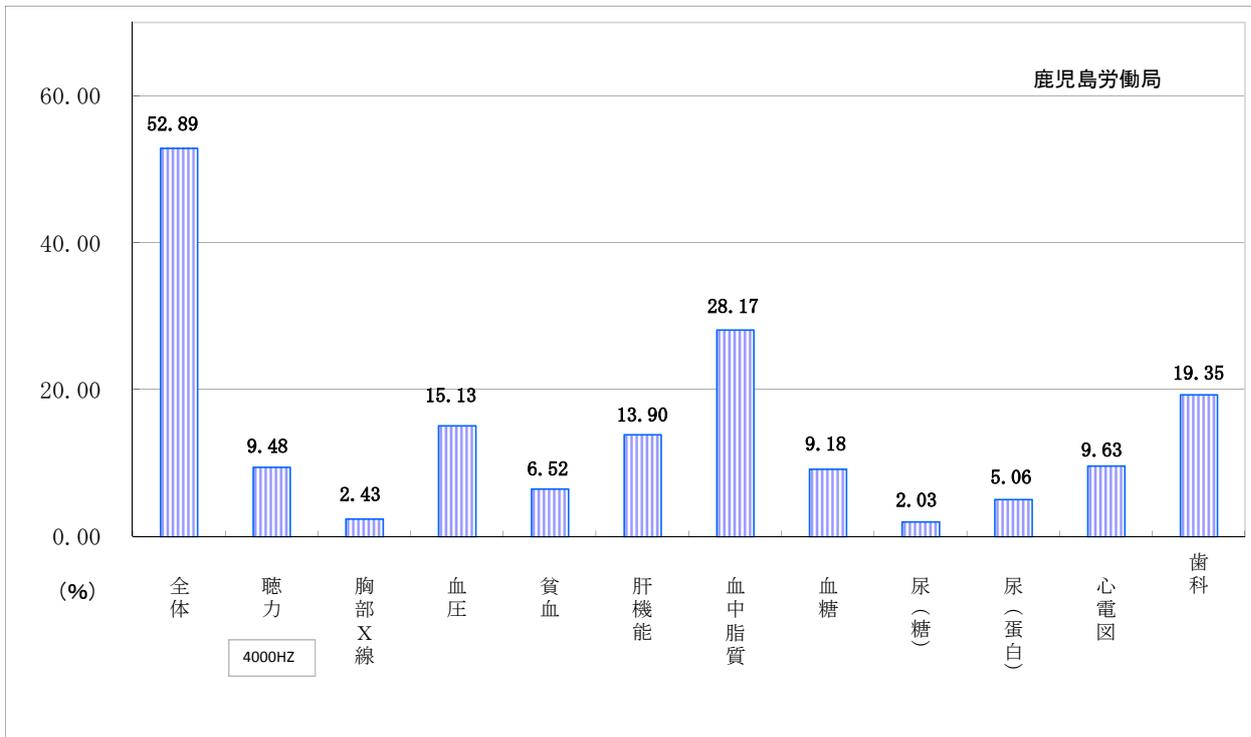
鹿児島労働局



区分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
有所見者数	61,646	66,198	71,151	73,721	74,502	78,018	77,834	74,579	74,355	72,617
受診者数	123,192	130,768	135,864	140,819	141,225	147,757	147,472	144,167	145,250	137,295
有所見率	50.04%	50.62%	52.37%	52.35%	52.75%	52.80%	52.78%	51.73%	51.19%	52.89%
有所見率(全国)	48.39%	49.12%	49.90%	51.28%	52.32%	52.48%	52.69%	52.69%	53.02%	53.20%

※定期健康診断報告書に基づき集計

定期健康診断項目別有所見率（平成26年確定値の前年比）：全業種





報道関係者 各位

平成 27 年 6 月 26 日

【照会先】

鹿児島労働局労働基準部監督課

監督課長 綿貫 直

主任監察監督官 水溜 栄作

電話 099-223-8277

平成 26 年に実施した臨検監督の実施結果について ～約 66%の事業場に法違反～

鹿児島労働局は、平成 26 年に管下 5 労働基準監督署において実施した臨検監督の実施結果を取りまとめました。その概要は、次のとおりです。

1 臨検監督の実施件数及び違反率

(1) 全体の状況

ア 実施件数 1、572 件

イ 違反率（何らかの法違反が認められたもの） 65.8%

(2) 業種別の件数と違反率

ア 業種別の臨検監督件数では、建設業が 700 件と最も多く、次いで製造業 269 件、商業 255 件、保健衛生業 125 件の順となっています。

イ 業種別の違反率では、鉱業 100%、清掃・と畜業 93.3%、運輸交通業 83.3%、製造業 74.0%、商業 72.5%、農林業 70.0%、保健衛生業 69.6%の順となっています。

※詳細については下表のとおり

2 臨検監督における主要な法違反の状況

主要な法違反の件数は、労働基準法関係では、労働時間に関するものが 345 件（21.9%）と最も多く、次いで、時間外労働等に対する割増賃金に関するもの 194 件（12.3%）、労働条件の明示に関するもの 163 件（10.4%）となっています。

労働安全衛生法関係では、安全基準に関するもの 341 件（21.7%）、次いで、健康診断に関するもの 176 件（11.2%）、定期自主検査に関するもの 78 件（5.0%）となっています。

※法違反ごとの事例については事例 1～6 のとおり

3 今後の指導方針

臨検監督は、法定労働条件の確保・改善、労働災害防止を図る上で、中核をなす業務であり、鹿児島労働局及び管下労働基準監督署においては、今後とも労働条件確保や安全衛生管理についての問題を有する事業場を的確に把握し、積極的な監督指導を展開していきます。

4 その他の参考事項

臨検監督とは、労働関係法令の遵守を目的に、労働基準監督官が実施する事業場に対する立ち入り検査のことです。臨検監督の結果、問題が認められる場合には、原則として是正を勧告するなどして改善を図らせることとなりますが、指導に応じない悪質な事案に対しては、司法処分を行うなど厳正に対処していくことにしています。

平成26年臨検監督実施状況及び措置状況

鹿児島労働局

業種	臨検監督実施件数	違反事業場数	違反率(%)	違反状況(労働基準法)						最賃法		違反状況(労働安全衛生法)									
				15条	32,34,35,40条	37条	89条	107条	108条	4条 または 労基 23,24条	4条	10,11,12,15,17,18,19条	14条	20・25条	20・25条	30,31条	45条	59,60条	61条	65条	66条
				労働条件の明示	関係労働時間	割増賃金	就業規則	労働者名簿	賃金台帳	賃金不払	最賃効力	安全衛生管理体制	作業主任者	安全基準	衛生基準	事業者等	特定元方	自主検査	安全衛生教育	就業制限	作業環境
1 製造業	269	199	74.0%	39	85	39	25	2	18	14	6	19	20	72	25	0	43	14	7	19	45
2 鉱業	2	2	100.0%	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2
3 建設業	700	404	57.7%	11	17	13	10	0	3	3	2	3	37	231	13	70	17	10	10	0	10
4 運輸交通業	48	40	83.3%	14	34	12	7	0	14	3	3	4	0	2	0	1	0	1	0	1	12
5 貨物取扱業	8	4	50.0%	0	4	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	1
1号～5号 中計	1,027	649	63.2%	65	141	64	42	2	35	20	11	26	58	305	39	70	63	24	18	20	70
6 農林業	20	14	70.0%	2	1	0	1	0	0	2	0	0	1	11	1	0	3	1	1	0	2
7 畜産・水産業	18	11	61.1%	0	0	0	0	0	0	4	0	1	0	7	0	0	2	1	0	0	0
8 商業	255	185	72.5%	53	123	56	45	2	36	16	8	6	2	13	4	0	10	2	3	1	58
9 金融・広告業	6	3	50.0%	1	2	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
10 映画・演劇業	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11 通信業	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12 教育研究業	13	9	69.2%	3	5	1	2	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
13 保健衛生業	125	87	69.6%	20	23	31	16	0	27	13	4	6	0	1	0	0	0	0	0	0	26
14 接客娯楽業	46	31	67.4%	7	27	17	5	2	10	10	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
15 清掃・と畜業	15	14	93.3%	1	7	7	2	0	2	2	0	0	0	4	0	0	1	0	0	0	0
16 官公署	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17 その他の事業	47	32	68.1%	11	16	16	6	0	3	3	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	7
6号～17号 中計	545	386	70.8%	98	204	130	78	4	81	51	14	18	3	36	5	0	15	5	4	1	106
合計	1,572	1,035	65.8%	163	345	194	120	6	116	71	25	44	61	341	44	70	78	29	22	21	176

事例 1：労働時間に関するもの

◎特別条項付き時間外労働協定の不適正な運用が認められ、月 100 時間を超える時間外労働が行われていた事例

【概要】

監督指導時に確認した事実は以下のとおり。

時間外労働協定は締結されていたが、特別条項付き時間外労働協定で協定した特別延長時間を超える時間外労働が認められ、月の時間外労働が 100 時間を超過している者が認められた。

【監督署の指導内容】

労働基準法第 32 条（労働時間）違反を是正勧告するとともに、当該条項付き時間外労働の適正な運用を図るため、法違反の発生原因、再発防止対策を検討することを指導。

（注）特別条項付き時間外労働協定

限度時間を超えて労働時間を延長しなければならない「特別な事情」が生じた場合に限り、限度時間を超える一定の時間（特別延長時間）まで労働時間を延長することができる旨を協定で定めることができます。

事例 2：時間外労働等に対する割増賃金に関するもの

◎労働時間管理が正しく行われていなかった為に、賃金不払残業が認められた事例

【概要】

監督指導時に確認した事実は以下のとおり。

労働時間管理は、IC カードと残業申請を併用して行われていた。

両記録を突合したところ、多大なかい離が認められた。

就労内容、実態とも照合したところ、残業申請がなされていない時間に業務を行っていることが明らかになったため、労働時間が正しく把握されていないものと認められた。

【監督署の指導内容】

確認した賃金未払残業について労働基準法第 37 条（割増賃金）違反を是正勧告するとともに関係記録の精査を行い、賃金不払残業が明らかになった場合には適正な割増賃金を支払うことを指導。

事例3：労働条件の明示に関するもの

◎労働条件明示が行われていなかった為に、年次有給休暇の取得されていなかった事例

【概要】

監督指導時に確認した事実は以下のとおり。

労働時間・休日及び賃金額の労働条件は、採用時に口頭で示していたが、休暇（年次有給休暇）や退職についてなど、その他の労働条件について書面による通知を行っていなかったため、年次有給休暇の取得できていない者が認められた。

【監督署の指導内容】

労働条件について書面による通知について労働基準法第15条（労働条件の明示）違反を是正勧告するとともに、年次有給休暇の取得促進を図るよう指導。

事例4：安全基準に関するもの

◎製造機械による危険に対する措置を講じていなかった事例

【概要】

監督指導時に確認した事実は以下のとおり。

製造機械の駆動部分である回転歯車やチェーンに覆いや囲いを設置していなかったため、製造関係の労働者に接触するおそれが認められた。

【監督署の指導内容】

回転歯車やチェーンに覆いや囲いを設けるよう労働安全衛生規則第101条（原動機、回転軸等による危険）違反による変更命令を行い、設置した覆い等を適切な維持を指導。

事例5：健康診断に関するもの

◎定期健康診断を実施していなかった事例

【概要】

監督指導時に確認した事実は以下のとおり。

常時使用している正社員とパート労働者に対し、一年に一回、定期的に健康診断を実施していないことが認められた。

【監督署の指導内容】

定期健康診断を実施するよう労働安全衛生規則第44条（定期健康診断）違反による是正勧告を行い、健康診断実施後の有所見者についての医師による意見聴取を指導。

事例6：定期自主検査に関するもの

◎建設現場で使用していた車両系建設機械の特定自主検査点検を実施していなかった事例

【概要】

監督指導時に確認した事実は以下のとおり。

建設現場で使用していた車両系建設機械（ドラグショベル）について、1年に1回の特定自主検査を実施していないことが認められた。

【監督署の指導内容】

特定自主検査を実施するよう労働安全衛生規則第167条（特定自主検査、車両系建設機械）違反による是正勧告を行い、点検管理体制の徹底を指導。

労働基準法

(労働条件の明示)

第十五条 使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。

2 前項の規定によつて明示された労働条件が事実と相違する場合においては、労働者は、即時に労働契約を解除することができる。

3 前項の場合、就業のために住居を変更した労働者が、契約解除の日から十四日以内に帰郷する場合においては、使用者は、必要な旅費を負担しなければならない。

(労働時間)

第三十二条 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。

2 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。

(休日)

第三十五条 使用者は、労働者に対して、毎週少くとも一回の休日を与えなければならない。

2 前項の規定は、四週間を通じ四日以上の日を与える使用者については適用しない。

(時間外及び休日の労働)

第三十六条 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、第三十二条から第三十二条の五まで若しくは第四十条の労働時間(以下この条において「労働時間」という。)又は前条の休日(以下この項において「休日」という。)に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによつて労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。ただし、坑内労働その他厚生労働省令で定める健康上特に有害な業務の労働時間の延長は、一日について二時間を超えてはならない。

2 厚生労働大臣は、労働時間の延長を適正なものとするため、前項の協定で定める労働時間の延長の限度、当該労働時間の延長に係る割増賃金の率その他の必要な事項について、労働者の福祉、時間外労働の動向その他の事情を考慮して基準を定めることができる。

3 第一項の協定をする使用者及び労働組合又は労働者の過半数を代表する者は、当該協定で労働時間の延長を定めるに当たり、当該協定の内容が前項の基準に適合したものとなるようにしなければならない。

4 行政官庁は、第二項の基準に関し、第一項の協定をする使用者及び労働組合又は労働者の過半数を代表する者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

(時間外、休日及び深夜の割増賃金)

第三十七条 使用者が、第三十三条又は前条第一項の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の二割五分以上五割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長して労働させた時間が一箇月について六十時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の五割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

2 前項の政令は、労働者の福祉、時間外又は休日の労働の動向その他の事情を考慮して定めるものとする。

3 使用者が、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、第一項ただし書の規定により割増賃金を支払うべき労働者に対して、当該割増賃金の支払に代えて、通常の労働時間の賃金が支払われる休暇(第三十九条の規定による有給休暇を除く。)を厚生労働省令で定めるところにより与えることを定めた場合において、当該労働者が当該休暇を取得したときは、当該労働者の同項ただし書に規定する時間を超えた時間の労働のうち当該取得した休暇に対応するものとして厚生労働省令で定める時間の労働については、同項ただし書の規定による割増賃金を支払うことを要しない。

4 使用者が、午後十時から午前五時まで(厚生労働大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時まで)の間において労働させた場合においては、その時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の二割五分以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

5 第一項及び前項の割増賃金の基礎となる賃金には、家族手当、通勤手当その他厚生労働省令で定める賃金は算入しない。

労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

(事業者の講ずべき措置等) *

第二十五条 事業者は、労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、労働者を作業場から退避させる等必要な措置を講じなければならない。

(定期自主検査)

第四十五条 事業者は、ボイラーその他の機械等で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、定期に自主検査を行ない、及びその結果を記録しておかなければならない。

2 事業者は、前項の機械等で政令で定めるものについて同項の規定による自主検査のうち厚生労働省令で定める自主検査(以下「特定自主検査」という。)を行うときは、その使用する労働者で厚生労働省令で定める資格を有するもの又は第五十四条の三第一項に規定する登録を受け、他人の求めに応じて当該機械等について特定自主検査を行う者(以下「検査業者」という。)に実施させなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定による自主検査の適切かつ有効な実施を図るため必要な自主検査指針を公表するものとする。

4 厚生労働大臣は、前項の自主検査指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者若しくは検査業者又はこれらの団体に対し、当該自主検査指針に関し必要な指導等を行うことができる。

(健康診断)

第六十六条 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断(第六十六条の十第一項に規定する検査を除く。以下この条及び次条において同じ。)を行なわなければならない。

2 事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断を行なわなければならない。有害な業務で、政令で定めるものに従事させたことのある労働者で、現に使用しているものについても、同様とする。

3 事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、歯科医師による健康診断を行なわなければならない。

4 都道府県労働局長は、労働者の健康を保持するため必要があると認めるときは、労働衛生指導医の意見に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、臨時の健康診断の実施その他必要な事項を指示することができる。

5 労働者は、前各項の規定により事業者が行なう健康診断を受けなければならない。ただし、事業者の指定した医師又は歯科医師が行なう健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師又は歯科医師が行なうこれらの規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでない。

労働安全衛生規則

(定期健康診断)

第四十四条 事業者は、常時使用する労働者(第四十五条第一項に規定する労働者を除く。)に対し、一年以内ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

- 一 既往歴及び業務歴の調査
- 二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 三 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- 四 胸部エックス線検査及び喀(かく)痰(たん)検査
- 五 血圧の測定
- 六 貧血検査
- 七 肝機能検査
- 八 血中脂質検査
- 九 血糖検査
- 十 尿検査
- 十一 心電図検査

2 第一項第三号、第四号、第六号から第九号まで及び第十一号に掲げる項目については、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。

3 第一項の健康診断は、前条、第四十五条の二又は法第六十六条第二項前段の健康診断を受けた者(前条ただし書に規定する書面を提出した者を含む。)については、当該健康診断の実施の日から一年間に限り、その者が受けた当該健康診断の項目に相当する項目を省略して行うことができる。

4 第一項第三号に掲げる項目(聴力の検査に限る。)は、四十五歳未満の者(三十五歳及び四十歳の者を除く。)については、同項の規定にかかわらず、医師が適当と認める聴力(千ヘルツ又は四千ヘルツの音に係る聴力を除く。)の検査をもつて代えることができる。

(原動機、回転軸等による危険の防止)

第一百一条 事業者は、機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の労働者に危険を

及ぼすおそれのある部分には、覆_(おお)い、囲い、スリーブ、踏切橋等を設けなければならない。

2 事業者は、回転軸、歯車、プーリー、フライホイール等に附属する止め具については、埋頭型のものを使用し、又は覆_(おお)いを設けなければならない。

3 事業者は、ベルトの継目には、突出した止め具を使用してはならない。

4 事業者は、第一項の踏切橋には、高さが九十センチメートル以上の手すりを設けなければならない。

5 労働者は、踏切橋の設備があるときは、踏切橋を使用しなければならない。

(定期自主検査)

第百六十七条 事業者は、車両系建設機械については、一年以内ごとに一回、定期的に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、一年を超える期間使用しない車両系建設機械の当該使用しない期間においては、この限りでない。

一 圧縮圧力、弁すき間その他原動機の異常の有無

二 クラッチ、トランスミッション、プロペラシャフト、デフアレンシヤルその他動力伝達装置の異常の有無

三 起動輪、遊動輪、上下転輪、履帯、タイヤ、ホイールベアリングその他走行装置の異常の有無

四 かじ取り車輪の左右の回転角度、ナックル、ロッド、アームその他操縦装置の異常の有無

五 制動能力、ブレーキドラム、ブレーキシューその他ブレーキの異常の有無

六 ブレード、ブーム、リンク機構、バケット、ワイヤロープその他作業装置の異常の有無

七 油圧ポンプ、油圧モーター、シリンダー、安全弁その他油圧装置の異常の有無

八 電圧、電流その他電気系統の異常の有無

九 車体、操作装置、ヘッドガード、バツクストツパー、昇降装置、ロック装置、警報装置、方向指示器、燈火装置及び計器の異常の有無

2 事業者は、前項ただし書の車両系建設機械については、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。

鹿児島労働局発表
平成 27 年 6 月 26 日

【照会先】

鹿児島労働局雇用均等室

室 長 恒吉 洋志

室長補佐 上野 真弓

地方育児・介護休業指導官 末松 亜希子

(電 話) 099-222-8446

平成 26 年度 マタニティ・ハラスメントに関する相談の状況

鹿児島労働局（局長 岩崎 修）では、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の中で、特に近年社会的な問題となっている、妊娠・出産などを理由とする不利益取扱い（マタニティ・ハラスメント、略称マタハラ）の禁止について平成 26 年度に雇用均等室に寄せられた相談の状況について取りまとめました。

詳細については、以下のとおりです。

【ポイント】

1. 平成 26 年度に鹿児島労働局雇用均等室へ寄せられた相談件数は全体で 1,149 件であり、平成 25 年度（981 件）より 17%増加。
2. 労働者からの男女雇用機会均等法（以下「均等法」）第 9 条（妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止）、育児・介護休業法（以下「育・介法」）第 10 条等（育児休業の申し出、取得等を理由とする不利益取扱いの禁止）マタハラに関する相談件数は 40 件（13.9%）であり、平成 25 年度に続き高い割合。
3. 相談件数（均等法、育・介法、パートタイム労働法）の総数のうち、育・介法第 10 条等、育児関係の制度に関する不利益取扱いに関する相談が、平成 24 年度から 3 年連続増加。

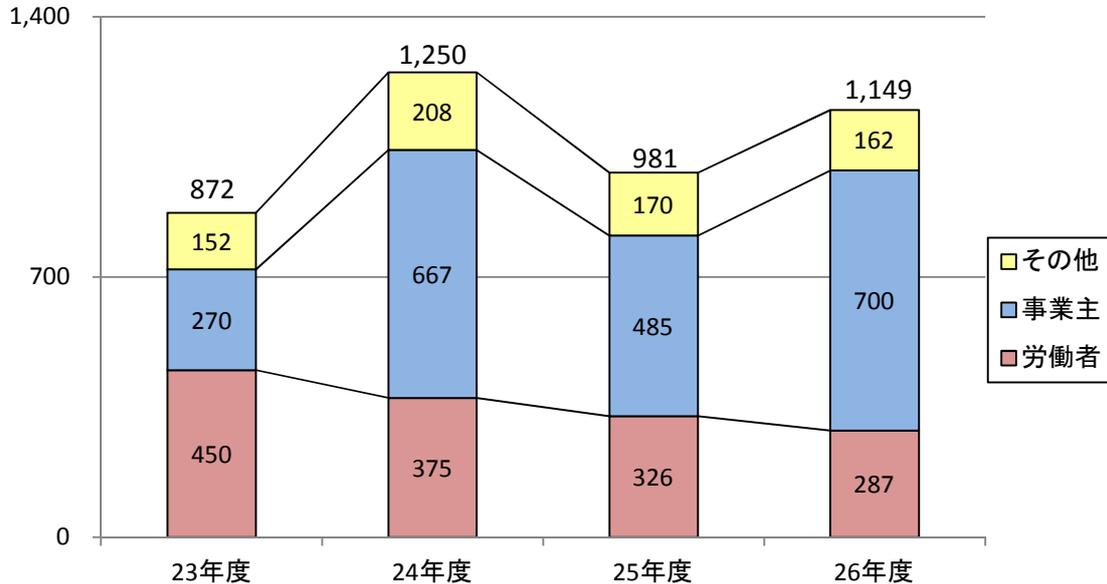
【添付資料】

資料 1 職場でつらい思い、していませんか？（リーフレット）

資料 2 STOP! マタハラ（リーフレット）

平成 26 年度に鹿児島労働局雇用均等室へ寄せられた、均等法、育・介法、パートタイム労働法に関する相談は 1,149 件。(平成 25 年度は 981 件)

図 1 相談件数推移 (相談者別)



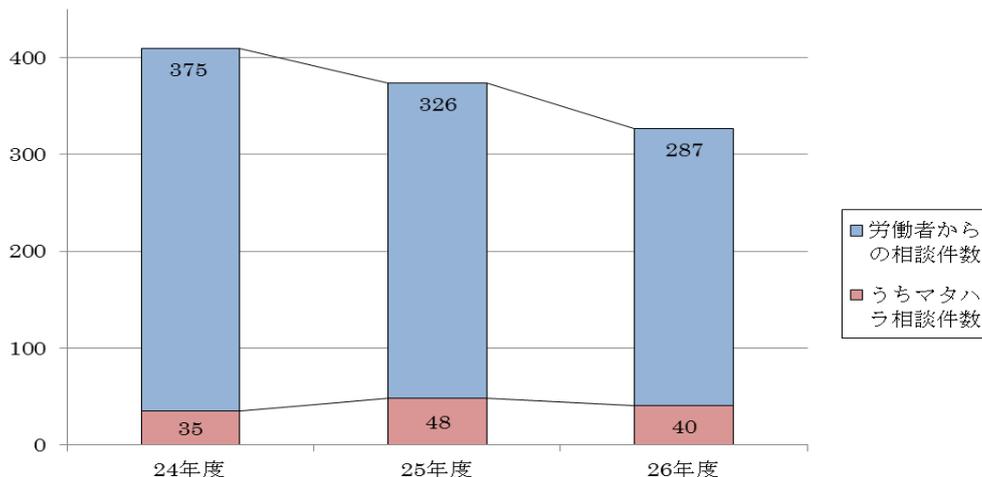
相談件数 (均等法、育・介法、 パート法含む)	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	(参考) 平成 26 年度全国
労働者	450	375	326	287(25.0%)	25,085
事業主	270	667	485	700(60.9%)	49,775
その他	152	208	170	162(14.1%)	21,036
計	872	1,250	981	1,149(100%)	95,896

平成 26 年度に労働者から寄せられた相談のうち、マタハラに関するものが 40 件。
労働者からの相談に占める割合は 13.9%

労働者からの相談のうち、均等法第 9 条 (妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い)、育・介法第 10 条等 (育児休業等取得・申し出を理由とする不利益取扱い) の禁止、マタニティ・ハラスメントに関する相談の割合は 40 件。労働者からの相談に占める割合は 13.9%。平成 25 年度と同水準であった。

	24 年度	25 年度	26 年度	(参考) 平成 26 年度全国
労働者相談総数	375	326	287	25,085
うちマタハラ相談	35(9.3%)	48(14.7%)	40(13.9%)	3,969(15.8%)

図2 労働者からの相談のうち、マタハラに関する相談件数



平成26年度の相談件数1,149件のうち（事業主、労働者、その他含む）、マタハラに関する内容は80件（約7%）。
 そのうち、育・介法第10条等に関するものが43件であり、育・介法第10条に関する不利益取扱いの相談が、平成24年度以降増加し続けている。

図3 マタハラに関する相談件数（事業主、労働者、その他含む）のうち、均等法第9条に関する相談件数

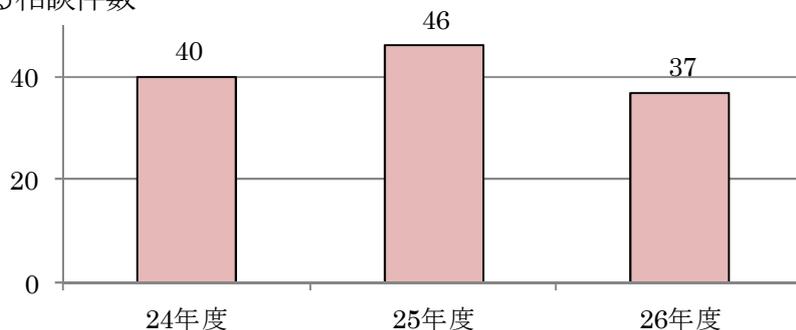
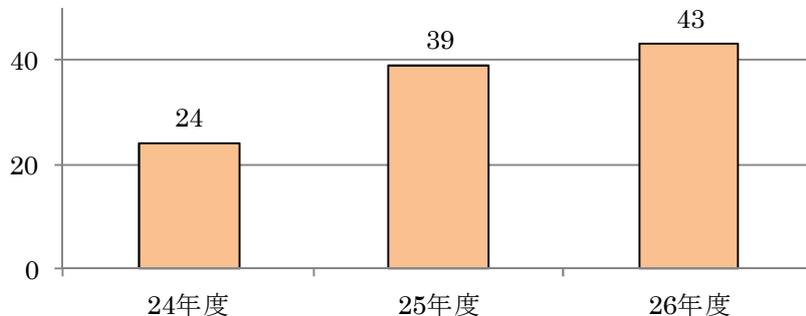


図4 マタハラに関する相談件数（事業主、労働者、その他含む）のうち、育・介法第10条に関する相談



	24年度	25年度	26年度	(参考) 平成26年度全国
均等法第9条	40	46	37	4,028
育・介法第10条等	24	39	43	2,869

【雇用均等室に寄せられた 妊娠・出産などを理由とする不利益取扱い相談、解決事例】

相談事例① 育児休業復職後に、退職を強要されたケース

育児休業から復職をしようとしたところ、事業主から、休業中に人を雇ったため、相談者の部署の人員が充足したことを理由に、退職を迫られた。

小さい子どもがいる状態で新たな求職活動は難しいと考え、長年働いた慣れた職場で復職し、働きたいと思ったため、雇用均等室へ相談した。

育児休業の取得を理由に退職を迫る行為は、育児・介護休業法で禁止している不利益な取扱いに該当するため、雇用均等室から事業主に対して助言した結果、相談者は予定通り元の職場に復職できることとなった。

※ポイント※

育児休業中の労働者が、休業後に復帰することは当然の前提であり、代替要員を期間の定めなく雇用すれば、育児休業後に1人余剰になることは予見できることです。代替要員を解雇させられないことを理由とする育児休業者の解雇は、育児休業を取得したことと直接の因果関係がある解雇となるため、不利益取扱いに該当し、法違反となります。

相談事例② 妊娠を報告したところ、退職勧奨されたケース

上司に妊娠を報告したところ、立ち仕事であり、あなたの体が心配だから今月末で辞めて欲しいと言われた。妊娠したが現在体調不良もないため、通常通り働きたいと思い、雇用均等室へ相談した。

妊娠を理由に退職勧奨を行う行為は、男女雇用機会均等法で禁止している不利益な取扱いに該当するため、雇用均等室から事業主に対し助言。あわせて、妊娠中の女性労働者に対しては、事業主には妊娠中の症状に対応する義務があること等、母性健康管理措置（下ポイント参照）についても説明した結果、相談者は希望通り勤務を続けることができるようになった。

※ポイント※

男女雇用機会均等法では、事業主の義務として、妊娠中又は出産後の女性労働者が健康診査等を受ける時間を確保すること（法第12条）や、女性労働者が医師等の指導事項を守ることができるように勤務時間の変更などの措置を実施すること（法第13条）を定めています。

（参考）妊娠・出産をサポートする女性にやさしい職場作りナビ <http://www.bosei-navi.go.jp/>

働きながらお母さんになるあなたへ

職場でつらい思い、 していませんか？

「赤ちゃんが生まれる！」という嬉しい思いと、仕事を続けながら妊娠・出産・育児という大きなイベントを迎える不安の両方を抱える大変なママさんたち。会社の皆さんもあなたの妊娠・出産を祝福してくれていますか？



1年契約で更新されてきたが、**妊娠を伝えたら、「次の契約更新はしない」と**言われた。

妊娠を報告したら、「**退職してもらおう**」と言われた。

上司から、「**産休・育休は認めない**」と言われた。

正社員なのに、妊娠したら「**パートになれ**」と言われた。

妊娠・出産・産休・育休などを理由とする解雇などの不利益な取扱いは、**法律※**で禁止されています。お困りの方は**雇用均等室（連絡先：裏面）**までご相談下さい。

※男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法

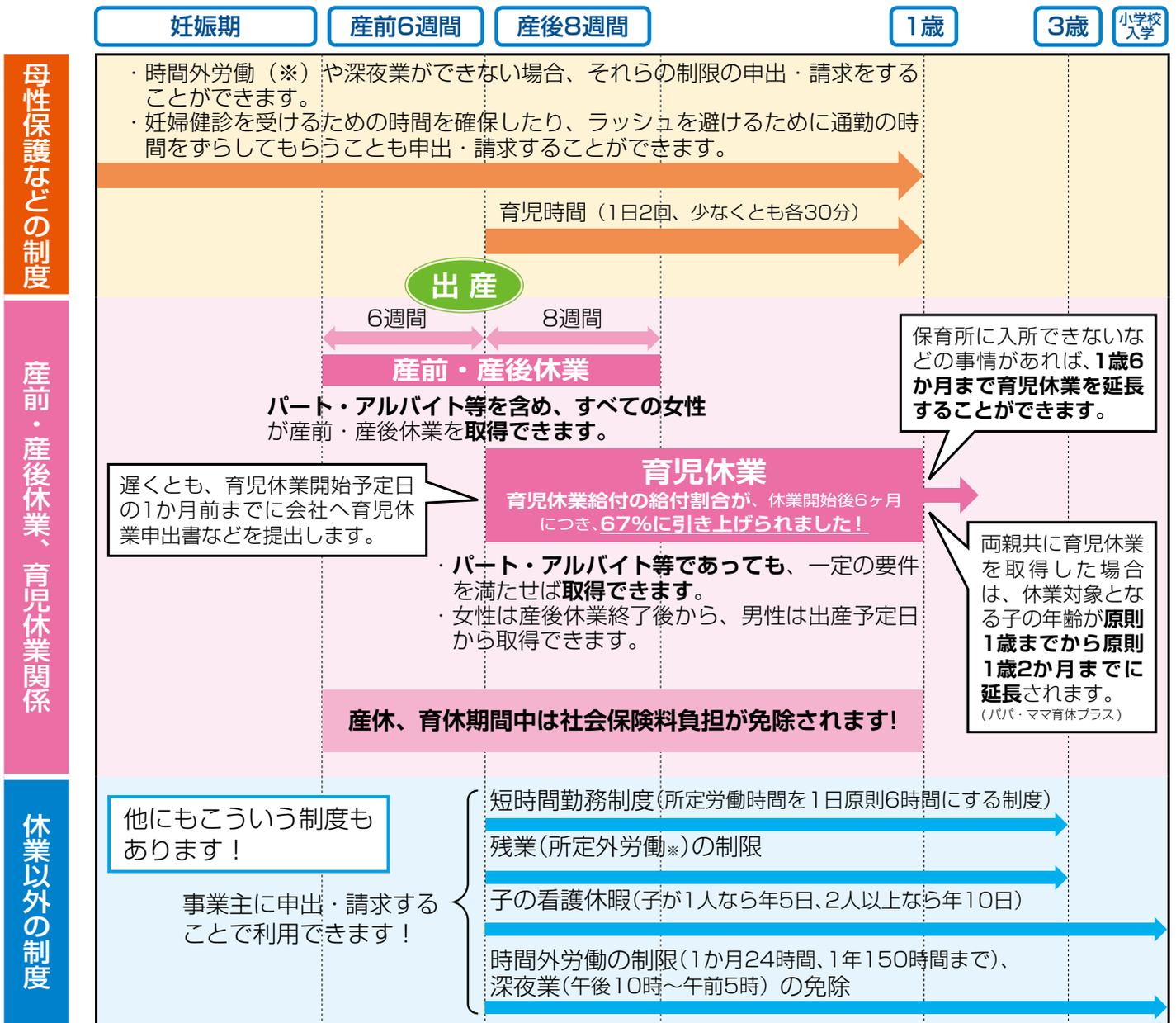
例えばこんなことを理由として

- 妊娠した、出産した
- 妊婦健診を受けに行くため仕事を休んだ
- つわりや切迫流産で仕事を休んだ
- 産前・産後休業をとった
- 育児休業をとった
- 子どもが病気になり、看護休暇をとった
- 育児のため残業や夜勤の免除を申し出たなど。

こんな取扱いを受けたら法違反です

- 解雇された
- 退職を強要された
- 契約更新がされなかった
- 正社員からパートになれと強要された
- 減給された
- 普通ありえない様な配置転換をされたなど。

妊娠・出産・育児をしながら働く女性のための制度はたくさんあります!



※時間外労働：労働基準法で定められている1日8時間または1週間40時間を超える労働。
 残業(所定外労働)：会社で決められている始業から終業までの時間を超える労働。

都道府県労働局雇用均等室へご相談を! (匿名でも大丈夫・相談は無料です)

[受付時間 8時30分~17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)]

北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-0504	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-8940	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2859	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨城	029-224-6288	長野	026-227-0125	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-224-7639	宮崎	0985-38-8827
群馬	027-210-5009	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-222-8446
埼玉	048-600-6210	愛知	052-219-5509	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		

★都道府県労働局雇用均等室とは?

- ・男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法、パートタイム労働法の施行、これらの法律の周知、履行確保等を行う国の機関です。
- ・労働者や事業主の方々からの相談の受け付け、適切な雇用管理がなされるよう事業主への報告徴収や是正指導を行っています。
- ・労働者と事業主の間に上記法律に関するトラブルが起きた場合は、労働局長による援助や調停会議も行っています。



例えば… 「妊娠したから解雇」
「育休取得者はとりあえず降格」
は**違法**です

妊娠・出産・育休などを理由とする、解雇・雇い止め・降格などの不利益な取扱い（いわゆる「マタニティハラスメント」、「マタハラ」）を行うことは、**違法**です。

- ☑ 法違反の不利益取扱いを行った場合、行政指導や、悪質な場合には事業主名の公表を行います。
- ☑ それだけではなく、裁判の結果、解決金や損害賠償金、慰謝料を支払わなければならない可能性もあります。

例えば、こんなケース

Case
1

妊娠を聞く前は契約更新を前提にしていたが、妊娠の報告を受けたので雇い止めとした
⇒ **違法**

Case
2

育休を1年間取りたいと相談されたので、経営悪化等を口実に解雇した
⇒ **違法**

うちは、非正規の社員は産休・育休は取れないから。

うちは、経営状況が厳しいから。君は前から勤務成績が悪かったし。

えっ？
これまでそんな話なかったのに…

契約更新する気はなかったと言えば大丈夫だろう。

契約更新を前提にシフトが組まれていたのに…



違法な不利益取扱い

以下のような「事由」を理由とする「不利益取扱い」は**違法**です。

根拠法令：男女雇用機会均等法第9条第3項、男女雇用機会均等法施行規則第2条の2、「労働者に対する性別を理由とする差別の禁止等に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針」第4の3／育児・介護休業法第10条等、「子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」第二の十一

以下のような事由を理由として

妊娠中・産後の女性労働者の…

- ・妊娠、出産
- ・妊婦健診などの母性健康管理措置
- ・産前・産後休業
- ・軽易な業務への転換
- ・つわり、切迫流産などで仕事ができない、労働能力が低下した
- ・育児時間
- ・時間外労働、休日労働、深夜業をしない

子どもを持つ労働者の…

- ・育児休業
- ・短時間勤務
- ・子の看護休暇
- ・時間外労働、深夜業をしない

不利益取扱いを行うことは違法です

不利益取扱いの例

- ・解雇
- ・雇止め
- ・契約更新回数の引き下げ
- ・退職や正社員を非正規社員とするような契約内容変更の強要
- ・降格
- ・減給
- ・賞与等における不利益な算定
- ・不利益な配置変更
- ・不利益な自宅待機命令
- ・昇進・昇格の人事考課で不利益な評価を行う
- ・仕事をさせない、もっぱら雑務をさせるなど就業環境を害する行為をする

※不利益取扱いの理由となる事由としては、上記のほかにも、妊産婦の坑内業務・危険有害業務の就労制限、変形労働時間制の場合の法定労働時間外労働をしないことや、要介護状態の家族がいる労働者の介護休業、短時間勤務、介護休暇及び時間外労働・深夜業をしないことも含まれます。

※育児休業や介護休業等の育児・介護休業法に規定された制度については、法に基づく休業等の申出・取得が対象となります。

妊娠・出産、育休等を理由として不利益取扱いを行うとは①

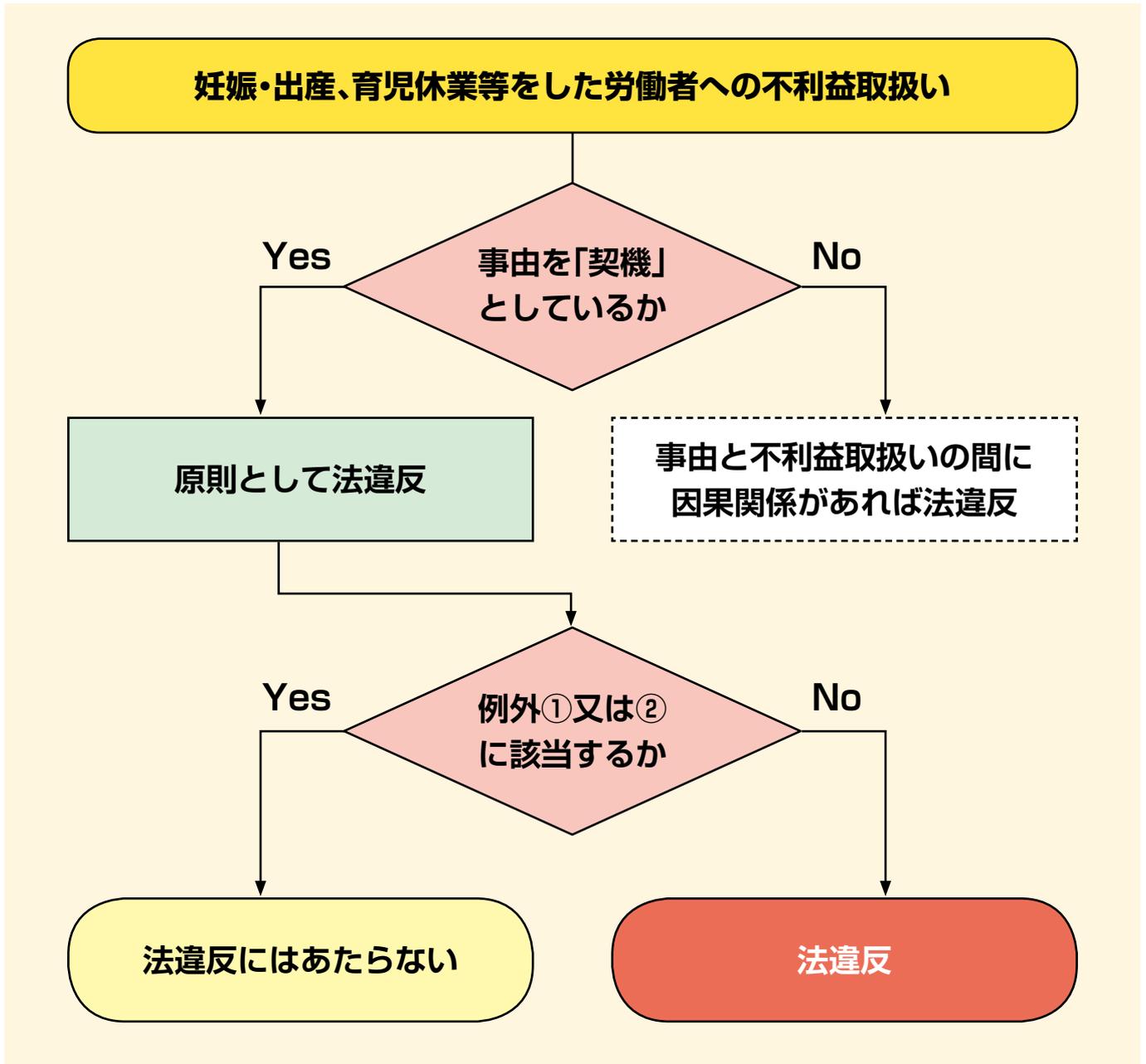
男女雇用機会均等法や育児・介護休業法の違反の要件となっている「理由として」とは妊娠・出産、育児休業等の事由と不利益取扱いとの間に「因果関係」があることを指します。

妊娠・出産、育児休業等の事由を「契機として」(※) 不利益取扱いを行った場合は、原則として「理由として」いる(事由と不利益取扱いとの間に因果関係がある)と解され、法違反となります。

※原則として、妊娠・出産、育休等の事由の終了から1年以内に不利益取扱いがなされた場合は「契機として」いると判断します。ただし、事由の終了から1年を超えている場合であっても、実施時期が事前に決まっている、又は、ある程度定期的になされる措置(人事異動、人事考課、雇止めなど)については、事由の終了後の最初のタイミングまでの間に不利益取扱いがなされた場合は「契機として」いると判断します。

妊娠・出産、育休等を理由として不利益取扱いを行うとは②

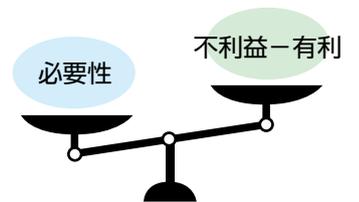
妊娠・出産、育児休業等の事由を「契機として」不利益取扱いを行った場合は、例外に該当する場合を除き、原則として法違反となります。



例外 1

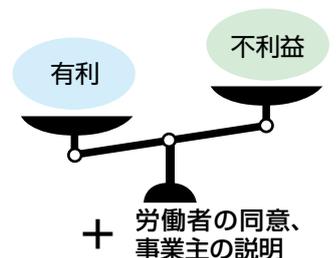
- 業務上の必要性から不利益取扱いをせざるをえず、
- 業務上の必要性が、当該不利益取扱いにより受ける影響を上回ると認められる特段の事情が存在するとき

※不利益取扱いや契機となった事由に有利な影響が存在する場合はそれも加味



例外 2

- 労働者が当該取扱いに同意している場合で、
- 有利な影響が不利な影響の内容や程度を上回り、事業主から適切に説明がなされる等、一般的な労働者なら同意するような合理的な理由が客観的に存在するとき



「例外」に該当すると判断しうるケース

(業務上の必要性が不利益取扱いの影響を上回る特段の事情がある)

例外
1

- 経営状況の悪化が理由である場合：不利益取扱いをしなければ業務運営に支障が生じる状況にあった上で、不利益取扱いを回避する合理的な努力がなされ、人員選定が妥当である 等
- 本人の能力不足等が理由である場合：妊娠等の事由の発生前から能力不足等が問題とされており、不利益取扱いの内容・程度が能力不足等の状況と比較して妥当で、改善の機会を相当程度与えたが改善の見込みがない 等

例外
2

(本人が同意し、一般的労働者が同意する合理的理由が客観的に存在)

- 契機となった事由や取扱いによる有利な影響（労働者の求めに応じて業務量が軽減されるなど）があつて、それが不利な影響を上回り、不利益取扱いによる影響について事業主から適切な説明があり、労働者が十分理解した上で応じるかどうかを決められた 等

※実際にはより詳細な状況等を確認した上で違法性の判断を行います。

紛争の未然防止のために

- 原則として、妊娠・出産・育児休業等の事由から1年以内（時期が事前に決まっている措置に関する不利益取扱いの場合は、事由の終了後の最初のタイミング）になされた不利益取扱いについては、例外に該当しない限り、違法と判断されます。
- 妊娠・出産等をした労働者に対して雇用管理上の措置を行う場合、それが法違反となる不利益取扱いでないか、改めて確認して下さい

詳しくは厚生労働省のホームページへ

厚生労働省ホームページ ▶ 政策について ▶ 分野別の政策一覧 ▶ 雇用・労働 ▶ 雇用均等

▶ 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保のために

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/danjokintou/index.html

▶ 育児・介護休業法・次世代育成支援対策推進法について

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/jigyou_ryouritsu/ryouritu.html

お問い合わせは都道府県労働局雇用均等室へ

受付時間 8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-0504	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-8940	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2859	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨城	029-224-6288	長野	026-227-0125	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-224-7639	宮崎	0985-38-8827
群馬	027-210-5009	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-222-8446
埼玉	048-600-6210	愛知	052-219-5509	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		